

資料 4-1 第 5 章「計画の推進体制と進行管理」 原案の案について

1 見直しの要件

- (1) 中間見直し方針（第 5 章）： 計画策定後の運用において生じた問題点等を踏まえた見直し
- (2) 前回会議の審議結果（概要）： 推進体制について、他市の事例も調べた上でさらに検討する

2 新旧対照表

第 1 節 計画の推進体制

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
前文	<p>p. 87</p> <p>本計画を実効性のあるものとするためには、府内各部局はもとより、市民、市民団体・事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。</p> <p>このため、以下に示す体制を整備することにより、市民、市民団体、事業者及び市が一体となって計画を推進するものとします。</p>	<p>p. 87 (変更なし)</p>	○推進体制整備の基本的な考え方に関する変更の必要はみとめられない。

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
(市民・団体・事業者との連携等及び府内体制に係る部分)	<p>p.87</p> <p>①市民、市民団体、事業者との連携・協力体制の整備 (仮称)市民環境会議</p> <p>環境の保全を図るために市による施策の実行だけではなく、市民、市民団体や事業者が連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。</p> <p>そのため、市民・市民団体・事業者及び市により構成される「(仮称)市民環境会議」を設置し、計画の推進母体として、推進方策や進捗管理などに対する意見を交わすこととします。</p> <p>また、府内において、各施策の進行状況を把握し、点検するため関係部局間の連携・調整を図ります。</p>	<p>p.87</p> <p>①市民、市民団体、事業者への情報提供と連携</p> <p>環境の保全を図るために市による施策の実行だけではなく、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。</p> <p>各地区の課題や取り組みについては、必要に応じて、各地区的まちづくり協議会などと意見交換をするとともに、市民、市民団体や事業者などへの情報提供に努め、連携しやすい環境を整えます。</p> <p>また、各活動については、広報紙やホームページでの紹介などを通じて市民等の理解を図るとともに、「白井市環境フォーラム」などを通じて各主体間の相互交流や情報交換を深めます。</p> <p>なお、府内においては、本計画の施策の対象が広範囲に及ぶため、進捗状況の把握や施策の点検などに際し、関係部局間において密接な連携・調整を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の推進母体としての「(仮称)市民環境会議」の設置は行わないこととし、各主体に対し情報提供や連携促進等の支援を行う。 ○計画の進捗状況等の報告は環境審議会に対して行うこととする(なお、「(仮称)市民環境会議」の外部委員構成は環境審議会に内包される)。
(環境審議会に係る部分)	<p>p.87</p> <p>②環境審議会</p> <p>環境審議会は、白井市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織します。</p> <p>本審議会において、環境基本計画の報告内容を審議し、必要に応じ市長に意見を具申します。</p> <p>また、本計画に基づく環境施策の実施や進捗状況などについて、助言や提言を行います。</p>	<p>p.87</p> <p>②環境審議会</p> <p>環境審議会は、白井市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織します。</p> <p>環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び環境の保全に関する施策の実施並びに民間団体等の意見の措置の状況などについて、諮問に応じて調査審議します。</p> <p>本計画に基づく市の施策の進捗状況や環境指標の達成状況などの報告を受け、その内容を点検・評価するとともに、環境保全に関する事項について、必要に応じて意見等を述べます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本計画における環境審議会の役割(施策の進捗状況や環境指標の達成状況等について報告を受け、点検・評価を行うこと)の明確化。

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
（国・県・関係機関との連携等に係る部分）	<p>p. 87</p> <p>3国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化</p> <p>本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する自治体などに対して、要請や協力を求める場合が想定されます。</p> <p>特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取り組みが必要であることから、今後も、引き続き国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。</p>	<p>p. 87</p> <p>3国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化 (本文変更なし)</p>	<input type="radio"/> 関係機関との連携・協力が必要である状況に変化はみとめられない。
（推進体制の概念図）	<p>p. 88</p> <p>環境基本計画の推進体制のイメージ</p> <pre> graph TD A[市長] -- 詮問 --> B[環境審議会] B -- 答申 --> A A -- 意見 --> C["(仮称)市民環境会議"] C -- 協議・調整 --> D["環境基本計画"] D -- 公表 --> E["『白井の環境』(年次報告書)"] E -- ①環境の現状と課題 ②計画全体の推進状況 ③環境目標の推移 ④市民・事業者の取り組み状況など --> F["市民・市民団体・事業者 (相互に連携・協力・情報交換)"] F -- 意見・協力 --> G[市] G -- 情報提供・支援 --> H[国・県等関係機関] H -- 情報提供・支援 --> G G -- 意見・協力 --> B B -- 意見・協力 --> H </pre>	<p>p. 88</p> <p>環境基本計画の推進体制のイメージ</p> <pre> graph TD A[環境審議会] <--> B[市] A <--> C[国・県等関係機関] B <--> C B -- 意見・協力 --> D["市民・市民団体・事業者 (相互に連携・協力・情報交換)"] D -- 意見・協力 --> E[市民・市民団体・事業者] E -- 情報提供・支援 --> F[市] F -- 情報提供・支援 --> G[国・県等関係機関] G -- 意見・協力 --> A G -- 意見・協力 --> C </pre>	<input type="radio"/> 各主体の関係性を明確化。 (現行計画では、図中に組織・機関、計画及び報告物が混在し、関係性がわかりづらい。)

第2節 計画の進行管理

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
（計画の点検・評価に係る部分）	<p>p. 89</p> <p>1計画の点検・評価</p> <p>本計画の<u>進捗状況について、定期的に</u>点検・評価を行うことにより、継続的に改善が図られるものとします。</p> <p>計画の進捗状況は、<u>環境マネジメントシステムの考え方</u>に基づく「P D C Aサイクル」を用いて把握します。</p> <p>この方法は、①計画（P lan）、②施策の展開（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行うものです。</p>	<p>p. 89</p> <p>1計画の点検・評価</p> <p>本計画の<u>推進に当たっては、進捗状況の定期的な</u>点検・評価を行うことにより、継続的な改善を図っていくこととします。</p> <p>計画の進捗状況は、「P D C Aサイクル」を用いて把握します。この方法は、①計画（P lan）、②施策の展開（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。</p>	<p>○記述の整理。</p> <p>○「環境マネジメントシステム」は運用を終了している。</p>
（点検・評価結果の報告に係る部分）	<p>p. 89</p> <p>2点検・評価結果の報告</p> <p>本計画の進捗状況は、<u>年次報告として「白井の環境」を（仮称）市民環境会議</u>に報告し、点検・評価を行います。</p> <p>年次報告では、計画全体の進捗状況、施策の実施状況などを踏まえて、環境指標の達成状況の分析を行うとともに、各年度の「<u>点検・評価結果報告書</u>」としてホームページなどで公表します。</p>	<p>p. 89</p> <p>2点検・評価結果の報告</p> <p>本計画の進捗状況は、<u>毎年度、環境審議会</u>に報告し、点検・評価を行います。</p> <p><u>環境審議会による点検・評価を受けた後、施策の進捗状況及び環境指標の達成状況などの分析を行い、環境白書（「白井の環境」）としてまとめ、ホームページなどで公表します。</u></p>	<p>○進捗状況等の報告先を環境審議会とする。</p> <p>○年次報告の公表は環境白書（「白井の環境」）をもって行うものとする。</p>

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
(環境情報の提供に係る部分)	<p>p. 89</p> <p>3 環境情報の提供</p> <p>市民、市民団体、事業者、行政の連携・協働による環境保全の取り組みを進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。</p> <p>このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。</p>	<p>p. 89</p> <p>3 環境情報の提供 (変更なし)</p>	○積極的な情報提供が必要である状況に変化はみとめられない。
(計画の見直しに係る部分)	<p>p. 89</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>新たな課題の発生や社会情勢・環境状況の変化などに対応するため、計画は中間年（平成 27 年度）を目途に見直しを行います。</p> <p>平成 27 年度に次期総合計画が策定されることから、計画の整合を図るため、同年に見直しを行うものです。</p> <p>また、見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるものとします。</p>	<p>p. 89</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>新たな課題の発生や社会情勢・環境状況の変化などに対応するとともに、平成 28 年度から開始される第 5 次総合計画前期基本計画及び都市マスタープランとの整合を図るため、本計画は平成 27 年度に中間見直しを行いました。</p> <p>中間見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるとともに、アンケート調査及びパブリック・コメントの実施を通して市民意見の反映を図りました。</p>	○中間見直しについて、実施済みの記載に変更。 ○本計画と密接な関係にある都市マスタープランとの整合にも言及する。
(点検・評価の概念図)	<p>p. 90</p> <p>P D C A サイクルのイメージ</p>	<p>p. 90</p> <p>(変更なし)</p>	○PDCA サイクルの必要性及びその内容に変更の必要はみとめられない。